

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
諫早市	飯盛(江ノ浦、田結)	令和4年1月11日	

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	566.00 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	286.16 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	119.18 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	33.20 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	65.13 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	53.22 ha
<p>(備考)</p> <p>江ノ浦集落の橘湾沿いの丘陵地帯では、特産野菜・花き(ニンジン、馬鈴薯、ダイコン、カボチャ、キュウリ、イチゴ、菊、カーネーション、生姜)を主体とする畑地帯となっており、その圃場整備率が高く、効率的な農作業と低コスト化が図られている。また、施設花き(カーネーション等)も盛んであり、水稻については開地区を中心に作付がされている。一方で、田結集落では1戸当たりの耕地面積も零細であり、平坦で団地化している農地が少ない。</p> <p>なお、中心経営体が担っている耕作地は56.3%で、そのほとんどは江ノ浦集落である。</p>	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・70才以上の農業者が耕作している割合が21.0%と、他の地区より高齢化は進んでいない。江ノ浦集落の圃場整備地区で、比較的若い世代が就農しているためである。一方、田結集落では、かなり高齢化が進んでいる。</li> <li>・現在、中心経営体が地区内の耕地面積の56.3%を耕作となっている。しかし、今後は後継者不足により、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計より45ha以上、後継者未定等の農地が生じてくる。</li> <li>・江ノ浦集落の圃場整備地区以外と田結集落では、農地の集積が進んでおらず、集落間での差がある。</li> <li>・同じく、江ノ浦集落の圃場整備地区以外と田結集落では、中山間など耕作条件の悪い農地(田・畑)が多く、荒廃農地などが増加している。</li> <li>・田結集落については、今後、圃場整備等を検討する必要がある。</li> </ul>
---

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・江ノ浦集落は、土地改良区等と連携して中間管理制度の周知を図りながら、中心経営体へ農地の集約化を行っていく。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・田結集落では、中心経営体が非常に少ないため、市内の他地区からの入り作(他地区の中心経営体)を促進することによって、担い手の増を目指していき、中間管理制度の活用など可能な限り条件整備を進める。</li> </ul>

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

飯盛

属性	農業者 (氏名・名称)	現 状		今後の農地の引受けの意向 (5年後)			備考
		経営作目	経営面積 (ha)	経営作目	経営面積 (ha)	農業を営む 範囲	

計	127 人		318.81		372.03	
---	-------	--	--------	--	--------	--

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「新就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、90筆、79,637㎡となっている。</p>
<p>・農地中間管理機構の活用方針 飯盛地区を重点実施地区とし、土地改良区を通して、中間管理制度の周知と、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。 また、圃場整備未実施地区においても、農地中間管理制度についての周知を図り、受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。</p>
<p>・基盤整備関係への取組方針 圃場整備実施地区において、畑作物の高位安定と品質向上等のために、畑地灌漑施設の整備や水利施設の維持を行い、農業経営の安定化を目指す。また、田結集落については将来的な圃場整備等の必要性を検討する。</p>
<p>・特産化作物の導入方針 ばれいしょ、にんじんなどの特産作物や、カーネーションや菊などの施設花き、畜産団地としての育成確保をする。</p>
<p>・有害鳥獣被害防止対策の取組 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>

#### (参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
90	計	79,637		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

#### (留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。